

保健福祉局業務委託希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、保健福祉局業務委託希望型指名競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）

第13条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 要綱第2条に定める対象業務（以下「対象業務」という。）は、原則として執行予定額が200万円を超える業務委託とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受ける契約に係る業務を除く。

(対象業務の公表)

第3条 所管課等（当該契約事務を所管する課及び第二類の事業所をいう。以下同じ。）の長は、委託発注表（様式第1号。以下「発注表」という。）を千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲載することにより公表するものとする。

2 発注表により公表する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業種
- (2) 委託名
- (3) 委託場所
- (4) 委託概要
- (5) 委託期間
- (6) 資格要件
- (7) 受付期間
- (8) その他

3 委託発注表による公表期間は、原則5日間とする。

(入札参加申込の手續)

第4条 要綱第6条第2項に規定する関係書類は、契約書の写し等をいう。

(業者選定における希望申込業者の取扱)

第5条 所管課等の長は、資格要件等を満たしている希望申込業者について、すべて指名するものとする。

2 所管課等の長は、希望型申込業者が2者未満の場合は、指名競争入札に切替えるものとする。ただし、この場合において、すでに決定した参加資格要件は、変更することができない。

3 所管課等の長は、希望申込業者が1者の場合は、指名競争入札に切替える場合の指名業者の選定にあたって、原則として当該希望申込業者を考慮するものとする。

(入札結果の公表)

第6条 所管課等の長は、保健福祉局入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領の定めるところにより、入札結果を所管課等の窓口において閲覧に供するものとする。また、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲載することにより公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月5日から施行し、平成21年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成22年1月29日から施行し、平成22年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算の執行に係る業務委託から適用する。